

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特別障害者手当 支給の制限	
根拠法令・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第26条の5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第11条及び第12条	
所 管 課	各区保健福祉総合センター 地域福祉課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	次に掲げる要件のいずれかに該当する場合、その年の8月から翌年の7月まで手当を支給しない。 1. 受給資格者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、政令に定める額を超える場合。 2. 受給資格者の配偶者の前年の所得、または受給資格者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、当該受給資格者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無および数に応じて、別表に定める額以上である場合。 ※「扶養親族等」とは、所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ○ 弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	